

参考配布

令和2年4月17日

【照会先】

職業安定局 需給調整事業課

課長 松原 哲也

主任中央需給調整事業指導官 井上 英明

課長補佐 森岡 巨博

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5324)

(直通電話) 03(3502)5227

労働者派遣法違反に係る告発について

標記について、広島労働局から別添のとおり告発の実施に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。

なお、別添は、広島労働局が配布した資料です。

広島労働局発表
令和2年4月17日（金）

【照会先】
広島労働局職業安定部需給調整事業課
課長 林 雅夫
課長補佐 中原みどり
主任需給調整指導官 坂根紀雄
(代表電話) 082 (511) 1066
(FAX) 082 (511) 1185

報道関係者 各位

「違法派遣」の疑いで告発

広島労働局【局長 中山明広】は、令和2年1月10日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)違反の疑いで、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、広島県広島東警察署に告発した。

第1 被告発人

- ① 株式会社雄工業
(所在地 広島県広島市東区中山南一丁目23番5-601号)
- ② 同社代表取締役 A (57歳 男)

第2 罪名及び罰条

労働者派遣法違反

同法第4条第1項第2号(禁止業務への労働者派遣)

同法第59条第1号(罰則)

同法第62条(両罰規定)

第3 告発の事実

被告発人は、上記所在地に本店を置き、建設工事を営み、主として建設現場内においてとびと解体等の作業を行う事業者であるが、平成29年3月28日から平成30年5月22日までの間、広島県広島市東区内に事務所を置き建設業を営む株式会社Bが施工する現場において、労働者派遣法で労働者派遣事業を行うことが禁止されている建設業務に労働者を派遣就業させていた疑いがある。

第4 事案の端緒等

平成30年5月22日、広島県広島市東区の工事現場において、被告発人が雇用し株式会社Bに派遣された作業員Cが、約4.5メートルの高さから墜落して死亡する災害が発生したものである。

なお、告発した事実の公表が本日になったのは、捜査への影響を考慮したためである。

【参考】

○労働者派遣法(抄)

第2条【用語の意義】この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条第1項又は第15条の規定に違反した者

第62条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○刑事訴訟法(抄)

第239条【告発】

- 2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発をしなければならない。

第241条【告訴・告発の方式】告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

第242条【告訴・告発を受けた司法警察員の手続き】司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。